

災害時の臨床検査技師派遣に関する協定書

福井県（以下「甲」という。）と一般社団法人福井県臨床検査技師会（以下「乙」という。）とは、災害時における臨床検査技師の派遣に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）および福井県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して、必要な事項を定めるものとする。

（災害医療救護計画）

第2条 乙は、甲からの臨床検査技師の派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、災害時の医療救護活動に関する計画（以下「災害医療救護計画」という。）を策定するとともに、随時、災害医療救護計画の実効性を検討し、必要に応じて修正を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により災害医療救護計画を作成し、または修正したときは、これを甲に提出するものとする。

（医務班への参加）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、甲が災害対策本部内に設置する医務班への参加を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けた時は、必要な人員を参加させるものとする。

（臨床検査技師の派遣）

第4条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を実施するうえで必要があると認めるときは、乙に対して臨床検査技師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、災害医療救護計画に基づき甲または市町が設置する救護所等に臨床検査技師を派遣するものとする。

（臨床検査技師の医療救護活動に関する業務）

第5条 乙が派遣する臨床検査技師は、甲または市町が設置する救護所、避難所、その他甲が指定する場所において、医師の指示のもと業務を行うものとする。

2 臨床検査技師の業務は、次のとおりとする。

（1）DVT関連検査

（2）採血およびPOCTによる検査

（3）インフルエンザ等感染症疾患の検体採取およびPOCTによる検査

（4）弾性ストッキング着脱指導

(5) その他甲より依頼を受け、乙が対応可能と判断した業務

(指揮命令)

第6条 乙が派遣する臨床検査技師にかかる指揮命令および医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(検査試薬等の補給等)

第7条 甲は、検査試薬等の補給、臨床検査技師の移動および通信の確保等医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(防災訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 臨床検査技師の派遣に要した日当、超過勤務手当および旅費の実費
- (2) 臨床検査技師が携行した検査試薬等を使用した場合の実費
- (3) 臨床検査技師が医療救護活動において負傷し、疾病もしくは障害の状態となった場合、または死亡した場合の扶助金
- (4) その他臨床検査技師の派遣にかかる事務費

2 前項に掲げる費用弁償等の内容については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要事項については、災害救助法および関係法令の定めるところによるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年 3月 17日

甲 福井県福井市大手3丁目17-1
福井県
知事 杉本 達治

乙 福井県福井市問屋町1-10
一般社団法人 福井県臨床検査技師会
会長 飛田 征男